

令和 7 年 度

財政健全化判断比率及び
経営健全化資金不足比率
審 査 意 見 書

珠 洲 市 監 査 委 員

8 監 査 第 2 3 号

令和8年8月27日

珠洲市長 泉谷 満寿裕 様

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章

(公印省略)

珠洲市監査委員 向 山 忠 秀

(公印省略)

財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度珠洲市財政健全化判断比率及び経営健全化資金不足比率の関係書類等を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度 財政健全化判断比率の審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	珠洲市算定値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— %	13.99%	20.00%
②連結実質赤字比率	— %	18.99%	30.00%
③実質公債費比率	17.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	— %	350.0%	

※ — %は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率が該当ないことを示す。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について…令和 7 年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、該当なし。

②連結実質赤字比率について…令和 7 年度の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、該当なし。

③実質公債費比率について…令和 7 年度の実質公債費比率は 17.5%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について…令和 7 年度は災害対策債の借り入れ等により将来負担額が増加したが、交付税措置や各基金により、将来的な公債費の償還に充当可能な財源が

昨年度より増加したため、実質的な負債がマイナスとなり、該当なし。

(3) 是正改善を要する事項等

令和7年単年度での実質公債費比率については、令和6年度中に災害関係で借り入れた公債費等により、算定上の分母が増加したが、R7災害対策債の借り入れや、下水道事業会計における資本費平準化債の未借り入れによる繰出額の増加等により、算定上の分子も増加したことから、結果的に前年度と比較すると増加することとなった。

本指標は3か年平均値として算出されるため、前年度の算出根拠であった令和4年度15.2%が除かれ、新たに令和7年単年度実質公債費比率18.9%が加わった結果、3か年平均値は17.5%となり、前年度を1.2ポイント上回っている。

	実質公債費比率 (単年度)			実質公債費比率 (単年度)
令和4年度	15.2	→	令和5年度	16.9
令和5年度	16.9		令和6年度	17.0
令和6年度	17.0		令和7年度	18.9
3年平均値	16.3	→	3年平均値	17.5

今後も人口減少や少子高齢化の進行をはじめとして、自然・社会・経済の動向や変化等が財源の確保に影響することが懸念されるとともに、近年実施した大型事業による地方債の償還に加え、能登半島地震の影響による起債の増加も予想されるところである。知事の許可を必要とする18%を超えることのないよう特に注意されたい。

将来負担比率については、令和7年度においても震災復興基金や減債基金等に積み立てた結果、算定上の分子において将来負担額から充当可能財源等を差し引きするとマイナスとなり、該当なしとなったものであるが、引き続きその抑制に努める必要がある。

今後も震災からの本格的な復旧・復興による本市財政への影響が大いに懸念されるところである。自然災害や、国や県の社会・経済の動向を注視しながら、将来的に負

担すべき地方債償還額を的確に把握するとともに、企業会計の地方債償還額、退職手当支給予定額等、将来的に財政負担になる経費等を適正に把握され、計画的な財政運営を望むものである。

令和7年度 経営健全化資金不足比率の審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
1 病院事業会計	— %	20.0%
2 水道事業会計	— %	20.0%
3 下水道事業会計	— %	20.0%

※ — %は、資金の不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

令和7年度の上記3会計は、いずれも資金不足を生じておらず、該当なし。

(3) 是正改善を要する事項等

いずれの会計においても、一般会計からの補助金等の繰入れにより、経営のバランスが保たれている状況にある。しかし、引き続き能登半島地震等の影響により、各会計とも大幅な収益の悪化が懸念され、厳しい経営状況が続くものと想定されることから、一層の事業の合理化と効率化を図るとともに、経費の節減や事業の集約を工夫し、より少ない経費で適正な行政サービスの提供ができるよう、努力が必要である。